

茨木市建設工事等請負業者資格審査及び等級別格付要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札に参加しようとする建設事業者及び測量・建設コンサルタント等業者（以下「建設工事等請負業者」という。）についてあらかじめ資格を審査し、等級別格付をすることについて必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2 資格審査は、茨木市建設工事入札参加資格審査申請書又は茨木市測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出した建設工事等請負業者に対して行うものとする。ただし、市長が建設工事等請負契約上必要と認めたものについては、この限りでない。

2 資格審査の内容は、次のとおりとする。

(1) 建設事業者 地方自治法施行令第167条の4及び第167条の5並びに建設業法第27条の23に掲げる項目

(2) 測量・建設コンサルタント業者 地方自治法施行令第167条の4及び第167条の5に掲げる項目

(等級別格付)

第3 等級別格付は、申請書を市長に提出した建設事業者に対して行うものとし、その内容は、次の基準により客観的事項について算定した点数（この項において「客観点数」という。）に主観的事項について算定した点数（この項において「主観点数」という。）を加えた点数によるものとする。

(1) 客観点数 建設業法第27条の23の規定による経営規模経営状況（経営事項審査数値）等により算定した数値

(2) 主観点数 主観点数は、別表第1に定めるものとする。

2 等級別の格付点数は、別表第2及び第3に定めるものとする。

3 市長は、次に掲げる場合は格付の変更をすることができる。

(1) 請負契約を履行しないとき。

(2) 経営状況が特に悪化したとき。

(3) 申請書に虚偽の事項を記載したとき。

(4) 第1項第1号に規定する数値に変更が生じたとき。

(実施時期)

第4 建設工事等請負業者の資格審査の申請は、原則として3年に1回市長が定める期間とする。ただし、未申請者について特に必要があると認めたときは、資格審査実施年以外の年の3月末日までに申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、茨木市内に事務所等を有する建設工事等請負業者については、毎年度市長が定める期間に更新手続を行うものとする。

(資格の認定)

- 第5 市長は、資格審査の結果、資格要件を満たすものについては、本市登録業者として認定し、入札参加資格者名簿に登載するものとする。
- 2 第4第1項のただし書き及び第4第2項により更新手続をした建設工事等請負業者は、本市登録業者として認定し、入札参加資格者名簿に登載するものとする。
(認定の取消し)
- 第6 市長は、次に掲げる場合は、認定を取り消すことができる。
- (1) 第2第2項に規定する資格要件を欠いたとき。
(2) 第4第2項の更新手続をしなかったとき。
(有効期間)
- 第7 第4第1項本文の規定による認定の有効期間は、同項に規定する当該申請のあった日の属する年度の翌年度から起算して3年間とする。
- 2 第4第1項のただし書の規定による認定の有効期間は、当該申請のあった日の属する年度の翌年度から起算して前項に定める期間の残存期間とする。
- 3 第4第2項の規定による認定の有効期間は、その手続きのあった日の属する年度の翌年度の初日から末日までとする。

- 附 則
この要領は、平成15年9月30日から実施する。
- 附 則
この要領は、平成16年4月1日から実施する。
- 附 則
この要領は、平成19年4月1日から実施する。
- 附 則
この要領は、平成21年4月1日から実施する。
- 附 則
この要領は、平成28年1月20日から実施する。
- 附 則
この要領は、平成30年4月1日から実施する。

主観点数表

主観的事項	点数
1 建設工事	
毎年4月1日を基準とする最近2か年間で本市のすべての工事検査成績(最低5件以上の平均点数)により20点を限度として加点又は減点することができる。 ただし、5件未満の場合は適用しない。	
検査成績が平均95点以上	20
検査成績が平均90点以上	10
検査成績が平均60点以上	0
検査成績が平均59点以下	-10
2 本市と防災協定を締結している	
	10
3 品質マネジメント ISO 9001を取得	
	10
4 環境マネジメント	
環境マネジメントを2以上取得している者については、その取得している環境マネジメントのいずれか一つの点数の高いものとする。	
ISO 14001を取得	10
エコアクション21を取得	7
KESステップ2を取得	7
KESステップ1を取得	5
エコステージ(レベル5)を取得	7
エコステージ(レベル4)を取得	7
エコステージ(レベル3)を取得	6
エコステージ(レベル2)を取得	5
エコステージ(レベル1)を取得	4
5 障害者を雇用している	
	10
雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する労働者をいう以下同じ。)の数が、雇用する労働者の数(障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する労働者の数をいう。)に障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第9条に定める障害者雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)以上である者。	
6 協力雇用主である	
	5
7 建設業労働災害防止	
建設業労働災害防止協会に入会している	5
過去3年度間に建設業労働災害防止協会から表彰を受賞 (1)個人が受賞した場合は、その個人が所属する業者の受賞とみなす。 (2)3年度間に同一業者(個人、現場等を含む)が茨木分会、大阪支部、本部から複数回・複数種類受賞した場合は、茨木分会、大阪支部、本部ごとに1受賞とする。 (3)3年度間に同一業者(個人、現場等を含む)が茨木分会、大阪支部、本部の複数で受賞した場合は、10点を限度とする。	
分会安全表彰基準に基づく茨木分会表彰を受賞	2
建設業労働災害防止協会大阪府支部表彰規程に基づく表彰を受賞	3
表彰規程に基づく本部表彰を受賞	10

(注) 本表2、3、4、5、6、7における加点は、茨木市を本店所在地として登録している業者に限る。

市内等級別格付点数表

市内等級	土木	建築	電気	管	舗装	塗装	造園	管更生	水道管布設
SA	1000 以上	1000 以上	-----	1000 以上	1000 以上	-----	-----	1000 以上	1000 以上
A	999 ~800	999 ~770	750 以上	999 ~750	999 ~750	750 以上	750 以上	999 ~800	999 ~750
B	799 ~700	769 ~670	749 ~650	749 ~650	749 ~650	749 ~650	749 ~650	799 ~700	749 ~650
C	699 ~600	669 ~600	649 以下	649 以下	649 以下	649 以下	649 以下	699 ~600	649 以下
D	599 以下	599 以下	-----	-----	-----	-----	-----	599 以下	-----

ただし、SAランクへの格付は、1000点を超える点数を2年以上継続した場合とする。